



平成18年8月24日

各 位

会 社 名 アトムリビンテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 良一  
(JASDAQ・コード3426)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役経理部長 吉倉 良治  
電 話 03-3876-0600

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年9月26日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第6条(株券の発行)を新設するものであります。
- (2) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利行使できる内容を明確にするため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第19条(取締役会の設置)、第30条(監査役の設置)を新設するものであります。
- (4) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条(取締役会の決議方法)第2項を新設するものであります。

- (5) 株主総会における議決権行使を委任できる代理人の数を明確にするため現行定款第15条第1項を変更するものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (7) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、1,542万株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (1 単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100株とする。 (単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は<u>1 単元の株式の数</u>に満たない株式に係わる株券を発行しない。 (新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告<u>方法</u>は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1,542万株とする。 (株券の発行)</p> <p><u>第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。 (単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社は<u>単元株式数</u>に満たない株式に係わる株券を発行しない。 (単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)  第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第11条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会  (招集の時期および議決権)  第12条 (条文省略)</p> <p>2. 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主とする。</p> <p>(招集者および議長)  第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (条文省略)  (決議の方法)  第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p>	<p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使<u>することができる</u>株主または登録株式質権者とする<u>ことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)  第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会  (招集の時期および議決権)  第14条 (現行どおり)</p> <p>2. 定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された議決権を有する株主とする。</p> <p>(招集権者および議長)  第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)  (決議の方法)  第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)  第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程)  第25条 (条文省略)  (報酬および退職慰労金)  第26条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役  (新 設)</p> <p>(員数)  第27条 (条文省略)  (選任方法)  第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任期)  第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬および退職慰労金)  第30条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計算  (営業年度および決算期)  第31条 当会社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とし、毎年6月30日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)  第32条 利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)  第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べないときは、当該決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)  第28条 (現行どおり)  (報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役  (監査役の設定)  第30条 <u>当会社は、監査役を置く。</u></p> <p>(員数)  第31条 (現行どおり)  (選任方法)  第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)  第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)  第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計算  (事業年度)  第35条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> <p>(剰余金の期末配当)  第36条 剰余金の期末配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(利益配当金および中間配当金の除斥期間等)</p> <p>第34条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の未払の配当金には利息を付けない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間等)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には利息を付けない。</p>

### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成18年9月26日

以 上